

ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成13年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第1（第24条第2項関係） ②町が指定するごみ袋を使用せずに止むを得ず直接搬入したごみの 処理手数料は、5キログラムにつき <u>25円</u> とする。	別表第1（第24条第2項関係） ②町が指定するごみ袋を使用せずに止むを得ず直接搬入したごみの 処理手数料は、5キログラムにつき <u>50円</u> とする。